

## 撤去保管自転車1次売却契約仕様書

- 1 業務名 撤去保管自転車1次売却
  
- 2 内容 川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。)に基づき売却処分するもの
  
- 3 期間 契約締結日から令和7年3月31日
  
- 4 予定台数 300台(市内にて撤去し保管している自転車のうち品質良好なもの。)ただし、予定台数は放置自転車の撤去状況等により変動することがある。
  
- 5 入札資格要件
  - (1) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「自動車」のうち種目「二輪車」で登録がされているもの。
  - (2) 神奈川県公安委員会により「古物商」の許可を受けたもの。
  - (3) 財団法人日本車両検査協会による「自転車組立整備士」又は「自転車技士」の認定を受けたもの。
  - (4) 財団法人日本交通管理技術協会による「自転車安全整備士」の認定を受けたもの。
  - (5) 川崎市内に販売店舗を南エリア(川崎、幸、中原)、北エリア(高津、宮前、多摩、麻生)それぞれに有していること。
  
- 6 売却方法
  - (1) 毎月、本市が作成する売却計画書に基づき、各保管所にて対象自転車の中から受注者が引受自転車を選定し引受書を作成すること。
  - (2) 引受書をもとに本市が作成した売却通知書に基づく売却代金を納付

書にて納付すること。納付が確認できた後、引渡しを行う。

(3) 引受けた自転車はすべて市内店舗で販売することとし、通信販売等を行わないこと。

(4) 販売時は必ず防犯登録を行うとともに、「自転車損害賠償保険」の加入を推奨すること。

## 7 引渡し予定場所

	名 称	所 在
1	塩浜陸橋下自転車等保管所	川崎区塩浜4丁目3番15号
2	日進町自転車等保管所	川崎区日進町35番3ほか
3	今井西町自転車等保管所	中原区今井西町1番47号
4	坂戸第三京浜高架下自転車等保管所	高津区坂戸2丁目18番21号
5	有馬自転車等保管所	宮前区有馬8丁目7番1号
6	登戸陸橋高架下自転車等保管所	多摩区登戸新町345番地
7	上麻生山口自転車等保管所	麻生区上麻生3丁目18番12号

※なお、入札金額については、2,773円を最低価格とし、予定台数を全て引受けた場合の1台あたりの単価(税抜)とする。